## 法律 場から

## 原発再総

裁判所の決定がさ 止めを認 高浜原 弁護士法人 8 発 必要だと改めて感じ を展望して います。国も電力会 名古屋北法律事務所 弁護士 加藤 悠史

14 日 の差

制委員会委員長が「安全 する新規制基準は、 原発に関 規 発に頼らず生活できて せん。すでに4年間、 無視することはできま 原

ていますが、

した。

決定でも書

も裁判所も、

国民の声を

だということは申し上 ない。」と発言するほ いるのですから、 \すことは不可能で 原発を

安全を確保できるも

はないはずです。

それでも国や電力会社 とに再稼働を進めて になっていないのです。 新規制基準をも



4年。

した。

います。